

こんにちは

日本共産党

横浜市議団です

日本共産党
横浜市議員団発行
週刊ニュース

2008. 4. 30

横浜市中区港町1-1(市庁舎内)

電話 671-3032 FAX 641-7100

E-mail: info@jcp-yokohama.com

http://www.jcp-yokohama.com/

図書館に指定管理者はなじまない!!

横浜市は、2009年度から市立図書館の一部に指定管理者制度を導入し、同制度が導入されない図書館についても2012年度までに窓口業務を民間委託する計画です。

指定管理者制度の導入の問題点

その1 指定管理者制度はなじまない!

図書館には、図書等を収集・保有して市民の利用に供するだけではなく、教育機関としての位置づけや、他の図書館との連携・協力などの役割があり、これらを持続的・発展的に行うことが求められています。期間を区切って運営管理を行う指定管理者制度が、これらの事業を行うのに適しているとは考えられません。

また、公立図書館は“無料”と法律で決まっていることから、(社)日本図書館協会が「公立図書館に指定管理者制度を適用することには制度的な矛盾がある」と指摘しているとおります。

さらに、指定管理者制度では司書職員を継続して雇用することが難しく、司書職員の育成、業務の継続・伝承ができなくなり、不安定雇用を生み出すことにもなります。

市は指定管理者などに大型書店や物流会社、人材派遣会社などを想定と新聞報道されていますが、重要な業務である図書館間の連携・協力、学校や地域への出張サービスや読書普及活動、地域資料の発掘・収集などを、営利目的の民間企業が行うことが適切か、公正公平かつ効果的に行うことができるのか、はなはだ疑問です。

その2 経費削減以外のなにものでもない!

計画案が職員・嘱託員を削減し、運営経費の削減を図るためのものであることは、市も認めています。計画案では、土日祝日などの閉館時間の延長やこどもの読書活動の推進などの新たなサービスの取り組みをあげていますが、これ



年間十四万人以上が利用する横浜市立中央図書館(西区)

らは直営でもできることです。

その3 十分な検討をしていない!

「横浜市立図書館のあり方懇談会」が6回の検討後にまとめた報告書でも、「管理運営手法としては、先行して指定管理者制度や外部委託を導入している他都市の状況を踏まえ、具体的な数値やメリット・デメリットを比較検討する必要がある」としています。

市は、専門性が継続できないとして指定管理者から市直営に戻した島根県安来市や、導入計画反対の市民運動が大きく広がって導入提案を撤回した堺市などの例を十分に検討すべきです。

日本共産党横浜市議員団は、「専門職不在によるサービスや長期的・計画的な蔵書管理機能の低下への懸念」などの市民の声にこたえるためにも、横浜市立図書館への指定管理者制度導入計画撤回に向けて、全力をあげます。

(当議員団の見解をホームページに記載中です)